

板橋区騒音計等貸出要綱

(平成12年1月24日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、環境対策の促進のため騒音測定等に必要な機器の貸出しについて必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出機器等)

第2条 貸出しをする機器及び貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

機器の別	貸出しを受けることができる者
騒音計（普及型）	板橋区内に住所又は事業所がある者
騒音計（検定済品）	板橋区内に住所又は事業所がある者で、ISOの認証取得及び維持のため、適切な技術者の管理のもとに使用するもの
振動計（検定済品）	
記録計（検査合格品）	

(貸出期間)

第3条 機器の貸出期間は、貸出しを受けた日から7日以内とする。ただし、区長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出台数)

第4条 機器の貸出台数は、その種類ごとに1台とする。ただし、区長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(手続き)

第5条 機器の貸出しを受けようとする者は、申請書を区長に提出しなければならない。

(返還)

第6条 機器の貸出しを受けた者は、承認された貸出期間を経過後直ちに返還しなければならない。

(使用の停止等)

第7条 区長は、機器の貸出しを受けた者が、これをき損し、又は貸出期間を経過しても返還しないときは、直ちにその使用を停止し、返還させるものとする。

(損害賠償等)

第8条 区長は、機器の貸出しを受けた者が、これを亡失し、又は著しくき損した場合には、実費相当額を弁償させる。ただし、区長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(補則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、資源環境部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成12年2月1日から施行する。
- 2 板橋区騒音測定器貸出要綱は、廃止する。
- 3 この一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

騒音計等貸出申請書

貸出機器	<input type="checkbox"/> 騒音計（普及型）NA-24 リオン 管理番号 No. _____ <input type="checkbox"/> 騒音計（普及型）NL-22 リオン 管理番号 No. 1 <input type="checkbox"/> 騒音計（普及型）SDT-8852 佐藤商事 管理番号 No. 1 <input type="checkbox"/> 騒音計（検定済品）NL-42 リオン 管理番号 No. _____ <input type="checkbox"/> 振動計（検定済品）VM-53 リオン 管理番号 No. _____ <input type="checkbox"/> 記録計（検査合格品）LR-07 リオン 管理番号 No. _____ <input type="checkbox"/> 三脚 <input type="checkbox"/> 貸出用袋
利用目的	<input type="checkbox"/> _____ の騒音測定のため <input type="checkbox"/> ISO 14001 の認証取得及び維持のため <input type="checkbox"/> その他 _____
貸出期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () (日間)

板橋区騒音計等貸出要綱に基づき、上記の機器を借り受けたいので申請します。なお、私がこれを紛失し、又は重大な損傷を与えた場合は、区長が相当と認める実費相当額をもって弁償します。

(あて先) 板橋区長

年 月 日

住 所 _____

事業所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

返還日 年 月 日

貸出取扱者

係 員

返還取扱者

係 員

環境政策課 生活環境保全係

環境政策課 生活環境保全係

様

確 認 書

貸出した機器

騒音計（普及型）NA-24 の返還を確認いたしました。

騒音計（普及型）NL-22

騒音計（普及型）SDT-8852

騒音計（検定済品）NL-42

振動計（検定済品）VM-53

記録計（検査合格品）LR-07

三脚

返還取扱者

貸出用袋

資源環境部環境政策課生活環境保全係

係 員